

綾瀬市立小・中学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

(令和5年5月8日更新版)

主な変更点（5月8日より適用）

- ◆ 平時と感染流行時とに応じた対策を講じる。（P 1）
 - ・ これまで2類であった感染症法上の分類が5月8日から5類へ移行したことに伴い、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時と感染流行時とに応じた対策を講じる。
- ◆ 5月8日以降は「平時」としての対策を講じる。（P 1）
- ◆ 学校の基本的な感染症対策は、次のとおりである。（P 2）
 - 〈平時〉
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じることなく、通常の教育活動を実施する。また、マスクの着用を求めないことが基本となる。給食の場面においては、「黙食」は必要ない。
 - 〈感染流行時〉
 - 活動場面に応じて、
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることが考えられる。
- ◆ 健康観察票の提出は不要となる。（P 3）
- ◆ 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行う必要はない。（P 5）
- ◆ 発症日から5日間経過し（発症日の翌日から起算して5日目）、かつ、症状軽快後1日を経過したことをもって、療養等解除（出席停止解除）となる。（P 8）
- ◆ 濃厚接触者については、濃厚接触者として特定されることはないため、外出自粛を求められることはないことから、出席停止の対象とはならない。（P 8）

綾瀬市教育委員会

目次

はじめに

1. 現状認識
2. 「令和5年5月8日更新版」(本マニュアル)の内容構成について

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について p 1

1. 基本的な対策のスタンス
2. 学校の基本的な感染症対策
3. 校内の組織等
4. 家庭との連携

第2章 平時から求められる感染症対策について p 2

1. 児童生徒等への指導
2. 児童生徒等の健康観察
3. 換気の確保
4. 手洗い等の手指衛生の指導
5. 咳エチケットの指導
6. マスクの取扱い
7. 清掃
8. 抵抗力を高めること

↑↑↑↑↑**平時に講じるべき感染症対策についてはここまで**↑↑↑↑↑

↑↑**感染流行時には、第2章の内容に加えて第3章についても講じる。**↓↓

第3章 感染流行時における感染症対策について p 6

1. マスクの取扱い
2. 身体的距離の確保
3. 具体的な活動場面ごとの感染症対策
 - (1) 各教科等
 - (2) 儀式的行事等の学校行事
 - (3) 部活動
 - (4) 給食等食事をとる場面
 - (5) 登下校
 - (6) 健康診断

第4章 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

p 8

1. 出席停止の取扱い
 - (1) 出席停止の期間
 - (2) 濃厚接触者について
 - (3) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合
 - (4) 出席停止に係る出席簿の取り扱い

2. 学校内で感染が広がった場合における対応
 - (1) 臨時休業について
 - (2) 臨時休業の基準〈参考〉
 - (3) 臨時休業に係る出席簿の扱い

3. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導

第5章 感染症対策に当たって配慮すべき事項について

p 12

1. 児童生徒等及び教職員の心身の健康状態の把握、心のケア等
2. 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等への対応

はじめに

1. 現状認識

- (1) 感染者数は低く推移しており、重症化する割合や死亡する割合も依然として低い。
- (2) これまで2類であった感染症法上の分類が5月8日から5類へ変更となった。
- (3) 従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時と感染流行時とに応じた対策を講じる必要がある。
- (4) このことから、5月8日以降は「平時」としての対策を講じる必要がある。

2. 「令和5年5月8日更新版」(本マニュアル)の内容構成について

第2章「平時から求められる感染症対策について」は「平時」から講じるべき対策となる。つまり、感染流行時も適応すべき対策となる。これに対し、第3章「感染流行時における感染症対策について」は感染流行時に特化した対策となる。なお、感染流行時の「マスクの取扱い」については、第3章の記載を優先する。また、第1章、第4章、第5章については、感染流行時はもちろん、平時においても適用する。

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1. 基本的な対策のスタンス

- (1) 学校は公的機関であるため、上位組織である本市教育委員会、県教育委員会、文部科学省等から示されるガイドライン、マニュアル等に沿って対応(指導)することとなる。
- (2) 対策については、諸説(マスク着用やワクチン接種の是非問等)があるが、それは上位機関が専門家等の知見をもとに総合的に判断した結果であると理解する。
- (3) 国と県の通知等の間に差異がある場合には、県の通知を「地域の状況に応じた対応」として理解する。
- (4) 感染症対策については、強制するものではないので、健康上の課題等により不都合がある場合については、個別の対応とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に対して不安を感じたり、医療的ケアの必要性や基礎疾患等重症化リスクの高い児童生徒が在籍したりすることも考えられることから、マスクの着脱のいずれも強いることが無いようにする。
- (6) 人権に配慮しながら、偏見、差別等が起こらないよう指導することも重要である。

2. 学校の基本的な感染症対策

学校においては、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となる。具体的には、次のとおりである。

〈平時においては〉

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じることなく、通常の教育活動を実施する。

また、マスクの着用を求めないことが基本となる。給食の場面においては、「黙食」は必要ない。

〈感染流行時においては〉

活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられる。

3. 校内の組織等

校長を責任者とし、保健担当・養護教諭・各学級担任等とともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を構築する。

その上で、給食時間や休み時間、登下校時の見守りなど、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）による支援や、地域の協力を得ながら学校全体として対策に取り組む。

4. 家庭との連携

学校内での感染拡大を防止するためには、外部からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各家庭の協力が不可欠となる。

このため、学校における感染症対策について、保護者の理解が得られるよう、PTA等と連携しつつ、学校からも積極的な情報発信を心掛け、家庭の協力を呼び掛ける。

第2章 平時から求められる感染症対策について

1. 児童生徒等への指導

児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行う。

〈感染症対策に関する指導〉

- ・ 手洗いの指導
- ・ 咳エチケットの指導
- ・ 清掃の仕方
- ・ 抵抗力を高めるための指導
- ・ マスク着用の有無による差別・偏見がないようにする指導

〈各自に必要な持ち物〉

- 清潔なハンカチ・ティッシュ
- (必要に応じて) マスクやマスクケース等

2. 児童生徒等の健康観察

(1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼び掛け

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童生徒等及び教職員とも、無理をせずに、自宅で休養することが重要である。そのためには、児童生徒等の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解と協力を得ることが不可欠となる。

その際、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はない。

(2) 児童生徒等の健康状態の把握

家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を継続的に把握する。その際、児童生徒等の体温を毎日チェックさせるなど、健康観察票の提出は不要となる。

(3) 児童生徒等に発熱等の症状が見られた場合の対応

児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。また、受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じた対応をとる。

その際、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはしない。(教職員にも同様)

3. 換気の確保

換気の確保は、引き続き、有効な感染症対策となる。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。換気方法については、必要に応じて学校薬剤師等と相談する。

(1) 常時換気の方法

廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的な換気を行う。なお、窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓も開ける。

(2) 常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、窓を全開にする。

(3) 窓のない部屋

常時入口を開けておいたり、換気扇を用いたりする。

(4) 体育館のような広く天井の高い部屋

換気に努める。

(5) エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけであることから、エアコンを使用する場合にも換気は必要となる。

(6) 換気設備等の活用と留意点

換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。この場合、窓開け等による自然換気との併用が必要な場合が多いことに留意する。十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じる。

(7) 冬季における換気の留意点

気候上可能な限り、常時換気に努める。(難しい場合には 30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。)

ア 室温低下による健康被害の防止

換気による室温低下に伴う健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心掛けるよう指導する。

イ 機器による二酸化炭素濃度の計測

学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安として CO₂ モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられる。

4. 手洗い等の手指衛生の指導

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにするとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを指導する。

〈手洗いについて〉

- ・登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食等の食事の前後など、こまめに手を洗う
- ・洗い方：30 秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗う。

5. 咳エチケットの指導

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際の行動様式を指導する。

〈咳エチケットについて〉

- ・ティッシュ・ハンカチで口や鼻をおさえる。
- ・袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。
- ・(マスクを持参している場合には) マスクを使って、口や鼻をおさえる。

6. マスクの取扱い

マスクの着用を求めないことが基本となる。児童生徒の間で着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をする。

7. 清掃

清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底する。清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行う必要はない。

〈普段の清掃のポイント〉

- ・器具・用具や清掃道具など共用する物品を使用した場合は、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・清掃の実施の際には、換気を十分に行うよう指導する。

8. 抵抗力を高めること

身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導する。

↑↑↑↑↑**平時に講じるべき感染症対策についてはここまで**↑↑↑↑↑

↓↓感染流行時には、第2章の内容に加えて第3章についても講じる。↓↓

第3章 感染流行時における感染症対策について

1. マスクの取扱い

教職員がマスクを着用することや児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにする。

2. 身体的距離の確保

児童生徒等の間隔を可能な範囲でとることが考えられる。その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようにする。

3. 具体的な活動場面ごとの感染症対策

(1) 各教科等

感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一時的に、次の対策を講じる。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

〈感染リスクが比較的高い学習活動〉

- ・「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」
「一斉に大きな声で話す活動」 【各教科等共通】
- ・「児童生徒がグループで行う実験や観察」 【理科】
- ・「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 【音楽】
- ・「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」 【図画工作、美術、工芸】
- ・「児童生徒がグループで行う調理実習」 【家庭、技術・家庭】
- ・「組み合ったり接触したりする運動」 【体育、保健体育】

そのほか、以下の点にも留意する。

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童生徒等については、授業等への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重する。
- ・特別支援学級における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行った上で実施する。

(2) 儀式的行事等の学校行事

一時的に、(1) で述べた対策のほか、以下のような対策や工夫を講じる。その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行う。

〈感染症対策〉

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置など
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

〈開催方式の工夫の例〉

- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやり取りを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）

(3) 部活動

一時的に、(1) で述べた対策を講じることが考えられるほか、以下の点に留意しながら活動を行う。

- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。
- ・活動時間や休養日については、「綾瀬市中学校部活動方針」（令和5年3月最終改正）の「4 適切な休養日等の設定」に準拠するとともに、実施内容等に十分留意する。
- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意する。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、感染拡大の防止に留意する。
- ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の前後の活動にも留意する。

(4) 給食等の食事をとる場面

児童生徒等全員に食事の前後の手洗いを指導する。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。特に、感染が流行している場合などには、一時的に、(1) で述べた対策を講じる。

(5) 登下校

帰宅後（又は学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない等の指導を行う。

(6) 健康診断

新型コロナウイルス感染症の影響による、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合には、令和5年度の末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。

児童生徒等が密集しないよう、部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際にはできるだけ間隔を空けることや、会話や発声を控えさせる。

第4章 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

1. 出席停止の取扱い

児童生徒等の感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じるほか、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。

(1) 出席停止の期間

発症日から5日間経過し（発症日の翌日から起算して5日目）、かつ症状軽快後1日を経過したら、療養等が解除となる。

※発症日が明らかでない場合は、「陽性が確定した検体の採取日から」とする。

※今までは、「有症状の場合」と「無症状の場合」と分けて考えていたが、今後は発症して（症状があつて）からのみとなる。

※発症から10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触を控えたりするなどの感染症対策を推奨する。

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目
発症日	療養・外出自粛 (5日目経過、かつ 症状軽快後1日を経過)					解除	健康状態の確認			

感染者であった児童生徒等が学校に登校するに当たり、陰性証明や、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書の提出を求めない。

(2) 濃厚接触者について

保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはない。これにより従前の濃厚接触者として外出自粛を求められることはない。このことにより、出席停止の対象とはならない。

(3) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策の考え方について説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るようにする。

その上で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能とする。

校長が「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する際の合理的な理由の判断に当たっては、地域や学校における感染状況や、高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの家庭・家族の状況等を踏まえることが考えられる。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮する。

また、医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、欠席とはしないことも可能とする。

(4) 出席停止等に係る出席簿の取り扱い

新型コロナウイルス感染症に関する「出席停止・忌引等の日数」の取扱いは、「学校保健安全法第19条による出席停止」または「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、「出席停止・忌引等の日数」とする。

ア 児童生徒が感染した場合

＜理由＞「コロナ感染のため」

イ 医療的ケア等が必要な児童生徒について、登校すべきでないと判断された場合、及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、合理的な理由であると判断される場合

ウ 新型コロナワクチン接種に伴う副反応であるか不明であるが、接種後に体調不良により欠席し、保護者からの申し出があつた場合

＜イとウの理由＞ 「コロナ予防のため」

※児童生徒の家族の感染が判明したり、児童生徒が感染者との接触があつたりしたが、児童生徒本人が発症していないで休んだ場合は「欠席」となる。

※新型コロナワクチン接種のための出欠席の扱いは、原則「欠席」とする。

2. 学校内で感染が広がった場合における対応

新型コロナウイルス感染症については、当分の間、常に流行の可能性のあることから、引き続き流行への警戒を継続し、学校における対応についても準備を進めておく。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならず、これらが生じないよう十分に注意を払うことが必要であるが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要がある。

(1) 臨時休業について

学校の設置者は、学校の全部又は一部の臨時休業の要否等について判断する。臨時休業等は、県通知（令和4年2月7日神奈川県教育委員会教育長 通知）の基準を参考に、学校と市教育委員会及び保健所又は健康づくり推進課と協議して決定する。

(2) 臨時休業の基準〈参考〉

ア 学級閉鎖（週休日を含め3～5日間）

直近3日間の陽性者が学級において、20%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

※ 但し、陽性者の感染経路が家庭内感染等、校内感染でないことが明らかな場合で発症日（無症状なら陽性が確定した検体の採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない者は除く。

※ 当該学級内で新たな陽性者が複数発生した場合等には、期間の延長も検討する。

イ 学年閉鎖（週休日を含め3～5日間）

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

ウ 学校全体の臨時休業（週休日を含め3～5日間）

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

(3) 臨時休業に係る出席簿の扱い

ア 市内全体で臨時休業の場合

- ・授業日数としてカウントしない。そのため、出席簿の出欠等の記載はしない。
- ・休業期間中の登校日に登校しても出席にならず、登校しなくても欠席としない。

〈理由〉「コロナ感染拡大防止のため臨時休業」

（市教育委員会で校務支援システムを設定）

- イ それぞれの学校で臨時休業となった場合
- ・授業日数としてカウントしない。出席簿の出欠等の記載は学校で行う。
- ＜理由＞「コロナ感染拡大防止のため臨時休業」
(校務支援システムから入力)
- ウ 学年閉鎖の場合
- ・授業日数としてカウントしない。出席簿の出欠等の記載は学校で行う。
- ＜理由＞「コロナ感染拡大防止のため学年閉鎖」
(校務支援システムから入力)
- エ 学級閉鎖の場合
- ・授業日数としてカウントする。出席簿の出欠等の記載は学校で行う。
- ＜理由＞「コロナ感染拡大防止のための学級閉鎖」
(校務支援システムから選択)

3. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導

特に一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行う。

学習指導に当たっては、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行う。具体的には、感染状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導する。

第5章 感染症対策に当たって配慮すべき事項について

1. 児童生徒等及び教職員の心身の健康状態の把握、心のケア等

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、情報共有する。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、組織的に対応する。また、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービスを紹介することも考えられる。

2. 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等への対応

医療的ケア児が在籍する学校においては、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。

また、基礎疾患児についても、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

障害等のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられないことから、児童生徒等の障害や基礎疾患の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保等の観点から指導や介助等において必要となる接触等について保護者に対し事前に説明する。